



宮 崎 県 公 報

平成23年7月6日(水曜日)号外 第※号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例……………(中山間・地域課) 2		蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手 当金等についての個人の事業税の臨時特例に 関する条例……………(税務課) 6
○宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条 例の一部を改正する条例……………(総務課) 2		○宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例……………(危機管理課) 6
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を 改正する条例……………(税務課) 3		○人にやさしい福祉のまちづくり条例の一部を改 正する条例……………(障害福祉課) 7
○平成22年4月以降において発生が確認された口		○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例……………(建築住宅課) 11
		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例……………(警察本部) 12

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県市町村間連携支援基金条例 (条例第22号)

1 制定の理由及び主な内容

人口減少、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した持続可能な地域づくりのために市町村が連携して行う生活に必要な機能を確保する取組等を支援することを目的として、宮崎県市町村間連携支援基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (条例第23号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県土地開発公社が解散したことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第24号)

1 改正の理由及び主な内容

総務省令の一部改正により、過疎地域自立促進特別措置法等による県税の課税免除及び不均一課税を行った場合の地方交付税の減収補てん措置が延長されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し平成23年4月1日から適用することとしました。

◎ 平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例 (条例第25号)

1 制定の理由及び主な内容

口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等の交付により生じた所得に係る個人の事業税額を免除するため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例 (条例第26号)

1 制定の理由及び主な内容

東日本大震災により重大な影響を受けた被災者の支援並びに被災地の早期の復興及び再建を図るため、被災者及び被災地の実情に応じた適確な措置等を継続的に実施することを目的として、宮崎県東日本大震災被災者等支援基金を設置することとし

ました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 人にやさしい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 改正の理由及び主な内容

バリアフリーの施設づくりのさらなる推進を図るため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成24年1月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 改正の理由及び主な内容

一般県営住宅に期限付入居制度を導入するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の名称変更に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県市町村間連携支援基金条例をここに公布する。

平成23年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第22号

宮崎県市町村間連携支援基金条例

（設置）

第1条 人口減少、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した持続可能な地域づくりのために市町村が連携して行う生活に必要な機能
を確保する取組等を支援することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県市町村間連携支援
基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替
えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を
処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月6日

宮崎県条例第23号

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(宮崎県情報公開条例の一部改正)

第1条 宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに宮崎県土地開発公社、宮崎県道路公社及び宮崎県住宅供給公社(以下「公社」という。)をいう。 2 [略]	(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに宮崎県道路公社及び宮崎県住宅供給公社(以下「公社」という。)をいう。 2 [略]

(宮崎県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(保有個人情報の開示義務) 第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。))のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) [略] (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ [略] ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人並びに宮崎県土地開発公社、宮崎県道路公社及び宮崎県住宅供給公社(以下この節において「公社」という。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合においては、当該警察職員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分(開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。) (3)~(8) [略]	(保有個人情報の開示義務) 第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。))のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) [略] (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ [略] ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人並びに宮崎県道路公社及び宮崎県住宅供給公社(以下この節において「公社」という。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合においては、当該警察職員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分(開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。) (3)~(8) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第24号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度）のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 過疎地域として公示された日から平成23年3月31日までの期間（当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間）内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。）第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定離島振興地域における県税の課税免除)</p> <p>第4条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度（個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度）のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 指定離島振興地域として公示された日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成23年3月31日までの期間（当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間）内に離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「自治省令第1号」という。）第1条第1項第1号イに規定する設備（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第2条の規定により計算した額に対して課するもの</p>	<p style="text-align: center;">(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度）のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 過疎地域として公示された日から平成25年3月31日までの期間（当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間）内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。）第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定離島振興地域における県税の課税免除)</p> <p>第4条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度（個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度）のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 指定離島振興地域として公示された日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成25年3月31日までの期間（当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間）内に離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「自治省令第1号」という。）第1条第1項第1号イに規定する設備（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第2条の規定により計算した額に対して課するもの</p>

イ [略]

(2)・(3) [略]

(同意集積区域における県税の課税免除)

第5条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が平成23年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。)から起算して5年(同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間)内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を設置した指定集積事業者(以下この条において「施設設置者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) [略]

(指定半島振興地域における県税の不均一課税)

第6条 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。)第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、指定半島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税 指定半島振興地域として公示された日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成23年3月31日までの期間(当該指定半島振興地域が指定半島振興地域でなくなったときは、指定半島振興地域として公示された日から指定半島振興地域でなくなった日までの期間)内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条で定める算式によって計算した額に対して初年度以降課する事業税次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

(中心市街地における県税の不均一課税)

第7条 県税条例第36条及び第75条の規定にかかわらず、中心市街地においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

イ [略]

(2)・(3) [略]

(同意集積区域における県税の課税免除)

第5条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が平成25年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。)から起算して5年(同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間)内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を設置した指定集積事業者(以下この条において「施設設置者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) [略]

(指定半島振興地域における県税の不均一課税)

第6条 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。)第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、指定半島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税 指定半島振興地域として公示された日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成25年3月31日までの期間(当該指定半島振興地域が指定半島振興地域でなくなったときは、指定半島振興地域として公示された日から指定半島振興地域でなくなった日までの期間)内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条で定める算式によって計算した額に対して初年度以降課する事業税次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

(中心市街地における県税の不均一課税)

第7条 県税条例第36条及び第75条の規定にかかわらず、中心市街地においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 中心市街地活性化法第 9 条第 10 項の規定による認定基本計画を公表した日（平成 24 年 3 月 31 日以前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して 3 年以内に商業基盤施設のうち中心市街地の活性化に関する法律第 48 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 11 年自治省令第 9 号。以下「自治省令第 9 号」という。）第 2 条第 1 項に規定するもの（以下「中心市街地商業基盤施設」という。）を設置した者（以下「商業基盤施設設置者」という。）について、当該設置した中心市街地商業基盤施設の用に供する家屋（当該中心市街地商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第 9 号第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税 100 分の 0.4（土地については 100 分の 0.3）

(2) [略]

(1) 不動産取得税 中心市街地活性化法第 9 条第 11 項の規定による認定基本計画を公表した日（平成 24 年 3 月 31 日以前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して 3 年以内に商業基盤施設のうち中心市街地の活性化に関する法律第 48 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 11 年自治省令第 9 号。以下「自治省令第 9 号」という。）第 2 条第 1 項に規定するもの（以下「中心市街地商業基盤施設」という。）を設置した者（以下「商業基盤施設設置者」という。）について、当該設置した中心市街地商業基盤施設の用に供する家屋（当該中心市街地商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第 9 号第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税 100 分の 0.4（土地については 100 分の 0.3）

(2) [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

平成 22 年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 25 号

平成 22 年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例

(個人の事業税の特例)

- 第 1 条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法（平成 22 年法律第 44 号）の施行の日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、平成 22 年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成 22 年法律第 50 号）第 1 条第 1 項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けた場合において、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 72 条の 55 第 1 項及び第 2 項の規定による申告書（その提出期限後において事業税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第 72 条の 55 の 2 第 1 項に規定する申告書を含む。）に手当金等の交付により生じた所得の金額の計算に関する明細書及び手当金等の交付をした者の当該交付に関する通知書の写しの添付があるとき（これらの申告書にその添付がないことについてやむを得ない理由があると知事が認めるときを含む。）は、当該納税義務者の手当金等の交付を受けた日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の事業税については、当該手当金等の交付により生じた所得に係る個人の事業税額（法第 72 条の 49 の 7 の所得の金額に係る個人の事業税額から、前年において生じた手当金等の交付により生じた所得の金額がなかったものとして計算した場合における総所得金額に係る個人の事業税額を控除した金額とする。）を免除する。
- 2 前項の規定により事業税が免除されることとなる手当金等の交付により生じた所得の金額は、平成 22 年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令（平成 22 年政令第 222 号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の規定の例により計算した金額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 26 号

宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例

(設置)

第1条 東日本大震災により重大な影響を受けた被災者の支援並びに被災地の早期の復興及び再建を図るため、被災者及び被災地の実情に応じた適確な措置等を継続的に実施することを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、宮崎県東日本大震災被災者等支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人にやさしい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第27号

人にやさしい福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

人にやさしい福祉のまちづくり条例(平成12年宮崎県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
前文	前文
第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]
第3章 施設等の整備	第3章 施設等の整備
第1節 公共的施設の整備(第14条-第17条)	第1節 公共的施設の整備(第14条- <u>第25条</u>)
第2節 特定公共的施設の整備(第18条-第25条)	
第3節 [略]	第2節 [略]
第4章 [略]	第4章 [略]
附則	附則
私たちのふるさと宮崎は、温暖な気候と美しい自然に恵まれ、宮崎らしい独自の文化と歴史を形成するとともに、人情味あふれる県民性と社会福祉事業の先駆者を生んだ人にやさしい福祉の心をはぐくんできた。	私たちのふるさと宮崎は、温暖な気候と美しい自然に恵まれ、宮崎らしい独自の文化と歴史を形成するとともに、人情味あふれる県民性と社会福祉事業の先駆者を生んだ人にやさしい福祉の心をはぐくんできた。
このふるさと宮崎の、豊かな自然や特色ある文化とぬくもりのある県民性のもと、障害者や高齢者をはじめすべての人々が一人の人間として尊重され、住み慣れた地域で安心して快適に生活を営むとともに、自らの意思で行動し、参加することができる社会を実現することは、私たち県民の共通の願いであり、責務である。	このふるさと宮崎の、豊かな自然や特色ある文化とぬくもりのある県民性のもと、 <u>障がい者</u> や高齢者をはじめすべての人々が一人の人間として尊重され、住み慣れた地域で安心して快適に生活を営むとともに、自らの意思で行動し、参加することができる社会を実現することは、私たち県民の共通の願いであり、責務である。
このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重し、障害者、高齢者等の自由な活動を制限しているさまざまな障壁を取り除くための「福祉のまちづくり」の推進が必要である。	このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重し、 <u>障がい者</u> 、高齢者等の自由な活動を制限しているさまざまな障壁を取り除くための「福祉のまちづくり」の推進が必要である。
ここに、私たち宮崎県民は、人情味あふれるやさしい心を生かし	ここに、私たち宮崎県民は、人情味あふれるやさしい心を生かし

、ともに力を合わせて福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、幼児等で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける者をいう。

(2) [略]

(3) 特定公共的施設 公共的施設のうち、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設として規則で定めるものをいう。

(4) [略]

（事業者の役割）

第 4 条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、自ら所有し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努め、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

（県民の役割）

第 5 条 [略]

（施策の基本方針）

第 6 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の推進を図るものとする。

(1) すべての県民が障害者、高齢者等についての理解を深めるとともに、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう県民の意識の高揚を図ること。

(2) 障害者、高齢者等が安全に生活でき、主体的かつ自主的に社会参加できる環境づくりを推進すること。

(3) 障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう建築物、施設等の整備を促進すること。

（教育の推進）

第 8 条 県は、障害者、高齢者等に対する思いやりのある心をはぐくむため、福祉のまちづくりに関する教育の推進に努めるものとする。

（情報の提供及びコミュニケーション手段の確保）

第 10 条 県は、障害者、高齢者等に対し、情報の提供及びコミュニケーション手段の確保に関する施策の推進に努めるものとする。

（観光・リゾート施設的环境づくり）

第 11 条 県は、障害者、高齢者等が安心して利用できるよう観光・リゾート施設における環境づくりに関する施策の推進に努めるものとする。

（安全な生活の確保）

第 12 条 県は、障害者、高齢者等が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全に関する施策の推進に努めるものとする。

（整備基準）

第 14 条 知事は、公共的施設の構造及び設備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 [略]

、ともに力を合わせて福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者、高齢者等 障がい者、高齢者、妊産婦、幼児等で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける者をいう。

(2) [略]

(3) 特定公共的施設 公共的施設のうち、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設として規則で定めるものをいう。

(4) [略]

（事業者の役割）

第 4 条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、自ら所有し、又は管理する施設等について、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努め、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

（県民の役割）

第 5 条 [略]

2 県民は、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に施設等を利用できるように協力するものとする。

（施策の基本方針）

第 6 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の推進を図るものとする。

(1) すべての県民が障がい者、高齢者等についての理解を深めるとともに、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう県民の意識の高揚を図ること。

(2) 障がい者、高齢者等が安全に生活でき、主体的かつ自主的に社会参加できる環境づくりを推進すること。

(3) 障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう建築物、施設等の整備を促進すること。

（教育の推進）

第 8 条 県は、障がい者、高齢者等に対する思いやりのある心をはぐくむため、福祉のまちづくりに関する教育の推進に努めるものとする。

（情報の提供及びコミュニケーション手段の確保）

第 10 条 県は、障がい者、高齢者等に対し、情報の提供及びコミュニケーション手段の確保に関する施策の推進に努めるものとする。

（観光・リゾート施設的环境づくり）

第 11 条 県は、障がい者、高齢者等が安心して利用できるよう観光・リゾート施設における環境づくりに関する施策の推進に努めるものとする。

（安全な生活の確保）

第 12 条 県は、障がい者、高齢者等が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全に関する施策の推進に努めるものとする。

（整備基準）

第 14 条 知事は、公共的施設の構造及び設備に関し、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 [略]

(整備基準への適合)

第15条 公共的施設の新築、新設、増築（整備基準に係る部分を含むものに限る。）又は改築（整備基準に係る部分を含むものに限る。）（以下これらを「新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して公共的施設としようとする者を含む。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

2 [略]

(適合証の交付)

第17条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、規則で定めるところにより、知事に対し当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認められるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、適合証の交付を受けている者の同意を得て、当該公共的施設が整備基準に適合していることを公表するものとする。

第2節 特定公共的施設の整備

(新築等の届出)

第18条 特定公共的施設の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して特定公共的施設としようとする者を含む。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 特定公共的施設の新築等をしようとする者が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項から第3項までの規定により構造及び配置に関する基準に適合することとされている当該特定公共的施設について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書を提出したとき、又は特定公共的施設について高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項若しくは第18条第1項の規定による申請をしたときは、第1項又は前項の規定による届出をしたものとみなす。

(工事完了の届出)

第19条 前条第1項又は第2項の規定による届出をした者（同条第3項の規定によりこれらの届出をしたものとみなされる者を含む。）は、当該届出に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより速やかに知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第20条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定公共的施設を整備基準への適合状況を検査するものとする。

(整備基準への適合)

第15条 特定公共的施設の新築、新設、増築（整備基準に係る部分を含むものに限る。）又は改築（整備基準に係る部分を含むものに限る。）（以下これらを「新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して特定公共的施設としようとする者を含む。）は、当該特定公共的施設を整備基準に適合させなければならない。

2 公共的施設（特定公共的施設を除く。以下この項において同じ。）の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して公共的施設としようとする者を含む。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

3 [略]

(事前協議)

第17条 公共的施設の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して公共的施設としようとする者を含む。以下同じ。）は、当該公共的施設の新築等の内容について、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事と協議しなければならない。協議した内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも同様とする。

(工事完了の届出)

第18条 前条の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより速やかに知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第19条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る公共的施設を整備基準への適合状況を検査するものとする。

(適合証の交付)

<p>(適合状況報告)</p> <p>第21条 知事は、必要があると認めるときは、<u>特定公共的施設</u>を所有し、又は管理する者に対し、当該<u>特定公共的施設</u>の整備基準への適合状況について報告を求めることができる。</p> <p>(立入調査)</p> <p>第22条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に<u>特定公共的施設</u>又は<u>特定公共的施設</u>の工事現場に立ち入り、当該<u>特定公共的施設</u>の整備基準への適合状況について調査させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第23条 知事は、<u>特定公共的施設</u>の新築等をしようとする者及び<u>特定公共的施設</u>を所有し、若しくは管理する者のした<u>届出</u>又は<u>報告</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>届出</u>又は<u>報告</u>をした者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(1) 第18条第1項又は第2項の規定による<u>届出</u>の内容が整備基準に適合していないとき。</p> <p>(2) 第19条の規定による<u>届出</u>の内容が前号に規定する<u>届出</u>の内容と異なり、かつ、整備基準に適合していないとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(勧告)</p> <p>第24条 知事は、<u>特定公共的施設</u>の新築等をしようとする者又は<u>特定公共的施設</u>を所有し、若しくは管理する者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第18条第1項又は第2項の規定による<u>届出</u>をしないとき。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>(公共輸送車両等の整備)</p> <p>第26条 公共輸送車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両等について、<u>障害者</u>、<u>高齢者</u>等が安全かつ円滑に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>(住宅の整備)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 住宅を供給する者は、<u>障害者</u>、<u>高齢者</u>等が安全かつ快適に生活できるよう整備された住宅の供給に努めるものとする。</p> <p>(国等に関する特例)</p> <p>第29条 前章第2節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定めるもの(以下「<u>国等</u>」という。)が設置する<u>特定公共的施設</u>については、適用しない。</p>	<p>第20条 知事は、前条の規定による検査の結果、同条の公共的施設が整備基準に適合すると認められるときは、第17条の規定による協議をした者に対し、当該公共的施設が整備基準に適合することを証する証票(以下「<u>適合証</u>」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 前項に定める場合を除くほか、公共的施設を所有し、又は管理する者は、規則で定めるところにより、知事に対し<u>適合証</u>の交付を請求することができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認められるときは、当該請求をした者に対し、<u>適合証</u>を交付するものとする。</p> <p>4 知事は、<u>適合証</u>の交付を受けている者の同意を得て、当該公共的施設が整備基準に適合していることを公表するものとする。</p> <p>(適合状況報告)</p> <p>第21条 知事は、必要があると認めるときは、<u>公共的施設</u>を所有し、又は管理する者に対し、当該<u>公共的施設</u>の整備基準への適合状況について報告を求めることができる。</p> <p>(立入調査)</p> <p>第22条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に<u>公共的施設</u>又は<u>公共的施設</u>の工事現場に立ち入り、当該<u>公共的施設</u>の整備基準への適合状況について調査させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第23条 知事は、<u>公共的施設</u>の新築等をしようとする者及び<u>公共的施設</u>を所有し、若しくは管理する者のした<u>協議</u>、<u>届出</u>又は<u>報告</u>(以下この条において「<u>協議等</u>」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>協議等</u>をした者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(1) 第17条の規定による<u>協議</u>の内容が整備基準に適合していないとき。</p> <p>(2) 第18条の規定による<u>届出</u>の内容が前号に規定する<u>協議</u>の内容と異なり、かつ、整備基準に適合していないとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(勧告)</p> <p>第24条 知事は、<u>公共的施設</u>の新築等をしようとする者又は<u>公共的施設</u>を所有し、若しくは管理する者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第17条の規定による<u>協議</u>をしないとき。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>(公共輸送車両等の整備)</p> <p>第26条 公共輸送車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両等について、<u>障がい者</u>、<u>高齢者</u>等が安全かつ円滑に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>(住宅の整備)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 住宅を供給する者は、<u>障がい者</u>、<u>高齢者</u>等が安全かつ快適に生活できるよう整備された住宅の供給に努めるものとする。</p> <p>(国等に関する特例)</p> <p>第29条 前章第1節(第14条から第16条までを除く。)の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「<u>国等</u>」という。)が設置する<u>公共的施設</u>については、適用しない。</p>
--	---

2 知事は、国等に対し、国等が設置し、又は管理する特定公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第30条 知事は、市町村の条例で定めるところにより、公共的施設についてこの条例の規定による整備基準と同等又はそれ以上の整備が図られると認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の区域においては前章の規定は適用しないものとしてすることができる。

2 国等は、国等が設置し、又は管理する公共的施設の新築等を行ったときは、規則で定めるところにより、知事に通知しなければならない。

3 知事は、前項の規定による通知の結果、同項の公共的施設が整備基準に適合すると認められるときは、国等に対し、適合証を交付するものとする。

(市町村の条例との関係)

第30条 知事は、市町村の条例で定めるところにより、公共的施設についてこの条例の規定による整備基準と同等又はそれ以上の整備が図られると認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の区域においては前章並びに前条第2項及び第3項の規定は適用しないものとしてすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、前文、第2条及び第4条の改正規定、第5条に1項を加える改正規定並びに第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条、第26条及び第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の人にやさしい福祉のまちづくり条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に工事に着手する公共的施設の新築等に適用し、施行日前に工事に着手した公共的施設の新築等については、なお従前の例による。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第28号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の申込み)</p> <p>第7条 前2条に定める入居者資格のある者で一般県営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。</p> <p>(入居者の決定)</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>(入居の申込み)</p> <p>第7条 前2条及び第8条の2第1項に定める入居者資格のある者で一般県営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。</p> <p>(入居者の決定)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(期限付入居)</p> <p>第8条の2 知事は、一般県営住宅の存する区域及びその周辺地域の状況その他の事情を勘案し、規則で定める要件を満たす一般県営住宅を、13年を超えない範囲内において規則で定める期間に限り、第5条及び第6条に定める入居者資格のほか、規則で定める条件を具備する者を入居させるものとして指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により知事が指定した一般県営住宅（以下「期限付一般県営住宅」という。）に係る前条の規定による入居者の決定（以下「期限付入居決定」という。）は、期限付一般県営住宅への入居の期間（以下「期限付入居期間」という。）の満了によってその効力を失う。ただし、知事は、期限付入居期間の満了前において入居者から期限付一般県営住宅を明け渡す旨の申出があった場合は、当該期限付入居決定の効力を失わせることができる。</p> <p>3 知事は、期限付入居決定を受けた者に対して、規則で定めるところにより、期限付入居期間の満了時に当該期限付一般県営住宅を明け渡さなければならない旨を説明しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による説明を受けた者は、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。</p>

<p>(入居決定等の通知)</p> <p>第9条 知事は、前条の規定により入居者を決定したときは、当該入居者として決定された者（以下「入居決定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、入居決定者が借上げに係る一般県営住宅の入居決定者であるときは、当該入居決定者に対し、当該一般県営住宅の借上げの期間の満了時に当該一般県営住宅を明け渡さなければならない旨を併せて通知するものとする。</p> <p>(一般県営住宅の明渡しの請求)</p> <p>第33条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>5 知事は、期限付入居決定を受けた者が、知事が定める期間内に前項の書面を提出しないときは、その者に係る期限付入居決定を取り消すことができる。</p> <p>6 知事は、期限付一般県営住宅の入居者に対し、その期限付入居期間の満了の1年前から6月前までの間に、規則で定めるところにより、期限付入居期間の満了により期限付入居決定が効力を失う旨を通知するものとする。</p> <p>(入居決定等の通知)</p> <p>第9条 知事は、第8条の規定により入居者を決定したときは、当該入居者として決定された者（以下「入居決定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、入居決定者が借上げに係る一般県営住宅の入居決定者又は期限付一般県営住宅の入居決定者であるときは、当該入居決定者に対し、当該一般県営住宅の借上げの期間又は当該期限付入居期間の満了時に当該一般県営住宅を明け渡さなければならない旨を併せて通知するものとする。</p> <p>(一般県営住宅の明渡しの請求)</p> <p>第33条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 期限付入居期間が満了するとき。</p> <p>2～6 [略]</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第29号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
事務の種類 [略]	法律の規定	指定試験機関等	事務の種類 [略]	法律の規定	指定試験機関等
3 道交法第108条の2第1項第10号の規定に基づく講習	道交法第112条第2項	宮崎シーサイドモーター スクール、ナカムラ自動 車学校、旭興自動車学校 、サンモータースクール 、高鍋自動車学校、日南 自動車学校、西都自動車 学校、日向自動車学校、 東九州自動車学校、警友 自動車学校、延陵自動車 学校、都城ドライビング スクール、宮崎ドライビ ングスクール、えびの高 原ドライビングスクール 、フェニックスモーター スクール、きよ武自動車 学校及び野尻自動車学校	3 道交法第108条の2第1項第10号の規定に基づく講習	道交法第112条第2項	宮崎シーサイドモーター スクール、ナカムラ自動 車学校、旭興自動車学校 、サンモータースクール 、高鍋自動車学校、日南 自動車学校、西都自動車 学校、日向自動車学校、 東九州自動車学校、警友 自動車学校、延陵自動車 学校、都城ドライビング スクール、宮崎ドライビ ングスクール、えびの高 原ドライビングスクール 、フェニックスモーター スクール、きよ武自動車 学校及び小林自動車学校

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

